

# THE WEEKLY NEWS OF FUTTSU-CHUO

ロータリー：変化をもたらす

Rotary : Making a Difference



少年・少女の夢再び

RI 会長 イアン H.S. ライズリー

2017~2018

富津中央RC会長 石渡 鋼

国際ロータリー 第2790地区 富津中央ロータリークラブ 創立:1966/10/13 加盟承認:1966/12/12  
RI D2790 FUTTSU-CHUO ROTARY CLUB Organized : Oct./13/1966 Chartered : Dec./12/1966

## No.2532 第41回例会 2018. 5. 24 晴

点 鐘：渡辺哲夫 副会長

進 行：大網庄一郎 副SAA

ソング：奉仕の理想

### 会長挨拶

渡辺哲夫 副会長



皆さんこんにちは。本日は会長挨拶の前に、先週の18日の金曜日に志波会員の奥様がお亡くなりになりました。奥様のご冥福をお祈り申し上げ、ただいまから黙祷をしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

改めて皆さんこんにちは。石渡会長が都合により例会に出席できませんので、代わって会長挨拶をさせていただきます。会長代理挨拶は2回目となりました。

先週の例会後、18日の金曜日には、第4分区親睦ゴルフ大会が木更津ゴルフクラブにて開催されました。当クラブからは5名が参加いたしました。

19日の土曜日は、木更津東ロータリークラブ創立50周年記念式典・講演会並びに祝賀会が開催

され、当クラブからは16名の会員が参加され、親睦ゴルフ大会並びに木更津東ロータリークラブ創立50周年記念式典に参加された会員の皆さん、大変ご苦労様でした。そして、21日の月曜日には神子勝美 次期幹事と共に名誉会員である富津市長を訪問し、7月の初例会出席の案内を持参して、出席のお願いに行っていました。

さて、話は変わりますが、今、大相撲5月場所が行われており、大変盛り上がっておりますが、昨日、栃ノ心関が勝ちほぼ間違いなく大関に昇進するものと思います。今年の1月場所には稀勢の里関が優勝を果たし横綱昇進を決めたことは皆さん覚えていると思います。久しぶりの日本人横綱の誕生で、日本中の相撲ファンが沸きました。

しかし今場所の休場で、7場所連続休場と不名誉な記録となり、次の7月場所には横綱の進退をかけ、出場予定ということですが、昨年、横綱昇進の伝達式では「謹んでお受けいたします。横綱の名に恥じぬよう、精進いたします」と口上を述べました。横綱は、大相撲の力士の最高位の地位です。その地位にふさわしい品格と力量が求められます。横綱昇進後の記者会見で、稀勢の里関は「目指す横綱像」として、次のような言葉で決意を表しました。

「横綱は常に人に見られている地位だと思います。稽古場もちろんですが、普段の生き方も見られていると思うので、もっともっと人間的に成長して、尊敬されるような横綱になりたい」

私も7月からは、富津中央ロータリークラブの会

〒293-0043 富津市岩瀬 841-3

いち川旅館 Ichikawa ryokan

841-3 Iwase Futtsu-shi Chiba-ken,

Tel. 0439-65-0177 Fax. 0439-65-0178

URL <http://www.futtsuchuo-rotary.org>

Mail [home@futtsuchuo-rotary.org](mailto:home@futtsuchuo-rotary.org)



長という責任ある立場になります。稀勢の里関の口上ではありませんが、私は会長に相応しい品格と力量は持ち合わせておりませんが、皆さんから「見られている」「関心を寄せられている」という意識を常に持って、富津中央ロータリークラブの名を汚さないよう、また、会員からのご期待に沿えるよう、日々精進してまいりたいと思いますので、どうか「寛容の心」で見守り、温かいご支援を下さるようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

## 会葬御礼

志波 克 会員



只今は故・妻甫子の為に黙祷を頂き有り難う御座いました。また、葬儀の際には、会員の皆様多数にご会葬頂き、大変有難う御座いました。当日は不慣れのためとは言え、御挨拶も出来ず大変失礼致しました。改めてここにお詫びと感謝を申し上げます。

お陰様で葬儀も滞りなく終了し、これから一人暮らしが始まります。ロータリーが強力な社会につながる道でありますので、これから宜しくお願い致します。

簡単ですが御礼の言葉とさせていただきます。有り難う御座いました。



## 幹事報告

平野安照 幹事



1. 富津中央 RC・富津シティ RC 合同例会関係  
出欠確認表回覧、会費 5,000 円集金
2. 袖ヶ浦 RC より週報受領(回覧)

## 会員卓話

岡田良弘 会員



今回、2回目の卓話をさせていただきます。

前回、大変好評を頂きました。題目として「今までに1番か2番目にたのしかったこと」ということで楽しい思い出はたまには思い出した方がいいと思います。私の若い時のバブル経済が後押しをしてくれたのかもしれませんが…本当にいい時代でした。あれから40年たった今、ご存じの通り、私も今年で還暦を迎えます。

これから第2の人生を暮らしていくにはどうしたらよいかまずは心身共に健康でいなければいけません。しかしながら、いくら体に気を使っても生身の体です、ずっと健康でいることはできません。そしていつかはだれもが経験する方が多くなることだと思いますが、高齢化が進んで介護を必要とする人が増えてきている状況です。

その中で今お渡しした資料ですが、これは各市

で行われている介護保険を活用した住宅改修費の支給対象となる工事種別です。活字ではなかなか理解が難しいので、図やイラストを使ってわかりやすくになっています。

概略を説明させていただきますと、介護保険による改修工事は、要介護(要支援)者が、在宅生活の継続と自立した日常生活を営むために手すりの取り付け等、現に居住する住宅について行われたものであり、心身の状況、住宅の状況等を勘案して市町村が必要と認めた場合に限り、介護保険における住宅改修費として支給されます。

福祉用具を使って、要介護(要支援)者の低下した心身機能を補うだけでなく、転倒事故等による要介護度の重度化を防ぎ、住み慣れた自宅で自立した生活を送ることを可能とする重要な役割を持っているとともに、介護者の負担軽減を図ることができます。

しかしながら、介護保険における住宅改修費は住宅リフォーム工事に対する補助金ではなく、対象被保険者の状況に対する保険の給付です。そのため、改修工事の種類は限定され対象額の上限は20万円と限られ、申請手続きが定められています。

したがって、住宅改修の内容は、申請時点の心身状況に基づいた内容とし、将来的な予測に基づく改修は認められない為、給付の対象になりません。ということで住宅改修費の対象額の上限は20万円で税込です。

住宅改修費の1割を被保険者が負担して残り9割は市の方から支給されます。

先程、お渡ししました図及びイラストの分の種類について説明します。

#### 1) 手すりの取付

これは廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動に資することを目的として設置するものです。

#### 2) 段差の解消

これは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関からの道路までの段差又は傾斜を回使用するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する

工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

#### 3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更が想定されます。

#### 4) 引戸等への扉の取替

開き戸を引戸、折れ戸、アコーディオン等に取り替えるといった扉全体の取替のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等もふくまれます。

#### 5) 洋式便器等への便器の取替

和式便器を洋式便器に取り替や、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般です。

非水洗和式便器いわゆる汲み取り式から簡易水洗洋式便器に取り替える場合は水洗化又は簡易水洗式化の部分は含まれません。

#### 6) その他の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ① 手すり取付のための壁下地補強(どうしても手すりだけでは付けられない場所、下地が無い場合です)
- ② 浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立上りの設置
- ③ 床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤補強
- ④ 扉取替に伴う壁または柱の改修工事(扉から引戸に変更する場合、壁の開口等に伴う工事)
- ⑤ 便器の取替に伴う給排水設備工事、便器の取替に伴う床材の変更(排便管の位置の変更等での床やり替え工事等です)
- ⑥ 福祉用具の給付方法については貸与による方法と購入費を支給する方法が心身状況、介護の変化等に応じて交換ができる貸与の方法が多いです。

それぞれが住宅改修費の支給対象となる工事種目でございます。

住宅改修申請手続きですけど、担当のケアマネージャーさんと相談して申請手続きをするわけですが、流れとしてまず、

- ① 施工業者へ工事見積りを依頼(施工業者の決定)
- ② 事前申請 提出書類
  - ・住宅改修費事前申請添付書類等チェックリスト
  - ・申請書
  - ・住宅改修が必要な理由書(これはケアマネージャーさんが作ります)
  - ・工事費見積書
  - ・撮影年月日が入った住宅改修着工前写真
- ③ 事前申請の承認  
承認を受ける前に工事を行ったら給付の対象になりませんのでご注意ください。
- ④ 工事着工  
工事完了後に住宅改修箇所の写真(日付入り)を撮影すること。
- ⑤ 事後申請 提出書類
  - ・住宅改修費完成後申請添付書類等チェックリスト
  - ・領収書(原本)
  - ・工事費内訳書
  - ・撮影年月日が入った住宅改修箇所の写真(完成写真)
- ⑥ 審査して支給される。

支給方法として「受領委任払い」というやり方で、被保険者が自己負担分(費用の1割)を施工業者に支払い、その後、市が施工業者へ保険給付対象となる費用の9割を支給するものです。以上で介護保険における住宅改修についての概略でございます。

お渡ししました資料は大変役に立つと思いますので、なにかございましたら早めの対応をしていただければと思います。

私の会社も居宅介護住宅改修の登録業者となっておりますので気軽にご相談していただいて、少しでもお役に立てればと思います。

どうもありがとうございました。

## ニコニコ BOX

神子勝美 親睦担当部長



岡田良弘 卓話をさせていただいて

\* 神子(恒)、神子(勝) 結婚祝をいただいて

\* 志波 克 妻甫子の葬儀に多くの方々に御会葬頂き、又、クラブから弔電供物を頂き有難うございました。

\* >1,000 円

合計 14,000 円

## 出席報告

平川恵敏 出席担当部長



区分	会員数	出席	欠席	MUp	出席率
今回	34/32	20	9	3	71.88%
前回	34/32	21	11		65.63%
前々回	34/27	27	0		100%

## 編集後記 (ひらの)

石渡会長年度も、いよいよ大詰めとなりました。

幹事の報告事項に、毎月の例会出席率を報告する項目が有ります。先月4月分までの報告で10回を数えますが、出席率が80%を超えた月は3回です。60%台が1回、残り6回は70%台でした。

過去に100%出席例会の設定が設けられた年度もございましたが、良い案が有ればと思います。